

**地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した葛飾区
国民健康保険条例の一部を改正する条例の報告及び承認について**

国保年金課

1 条例改正の理由

平成22年5月19日「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、同日施行された。

これにより区市町村からの拠出金、国及び都道府県からの負担金によって時限的に実施してきた高額医療費共同事業等が、平成21年度までから平成25年度までに延長されたことに合わせ、一般被保険者に係る基礎賦課総額の算定の特例も同様に延長されたことから、保険料の上昇を抑制するため保険料算定の前に、直ちに条例改正を行う必要があったため

2 条例改正の概要

(1) 一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例の期間延長（付則第10条関係）

一般被保険者に係る保険料基礎賦課総額を算定する際の特例措置を、平成25年度まで延長すること。

(2) 規定の整備（第14条の3関係）

国民健康保険法第72条の4の規定が削除されたため、これに係る所要の規定を整備すること。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行日

平成22年5月19日

葛飾区国民健康保険条例(改正部分抜粋) 新旧対照表

現 行	改正後
<p>第1条から第14条の2まで (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、<u>法第72条の4第1項の規定による繰入金</u>、<u>法第72条の5の規定による負担金</u>、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72</p>	<p>第1条から第14条の2まで (略)</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金(以下「後期高齢者支援金」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金(以下「病床転換支援金」という。)並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)、<u>法第72条の4の規定による負担金</u>、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規</p>

現 行	改正後
<p>条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額</p>	<p>定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を除く。）の額の合算額</p>
<p>第14条の4から第29条まで （略）</p>	<p>第14条の4から第29条まで （略）</p>
<p>付 則</p>	<p>付 則</p>
<p>第1条から第9条まで （略）</p>	<p>第1条から第9条まで （略）</p>
<p>（平成20年度及び平成21年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例）</p>	<p>（平成22年度から平成25年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例）</p>
<p>第10条 <u>平成20年度及び平成21年度</u>における第14条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。</p>	<p>第10条 <u>平成22年度から平成25年度までの各年度</u>における第14条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。</p>
<p>第11条及び第12条 （略）</p>	<p>第11条及び第12条 （略）</p>
	<p>付 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>